教職員のための

障がい学生支援Q&A



※これらのピクトグラムは、運動障がい、視覚障がい、 聴覚障がい、発達障がい(精神障がい)を示しています このQ&A集は、研修会やアンケート調査等で、本学の教職員から実際に寄せられた質問や意見をもとに作成しました。

障がい学生へ支援をする中で、「こういう場合はどうしたら良いのだろう?」「これは誰に相談したら良いのか?」といった教職員の皆様のご質問やご意見は、すべての教職員や学生にとっても、有用であると考えています。これらの情報は、横浜国立大学の障がい学生支援の実情に合わせた具体的な情報が含まれていますので、ぜひご活用ください。

なお、これらの情報は、今後も引き続き、アップデートをしていく予定です。障がいの理解や支援に関するご質問等、こちらへの掲載を希望する内容がございましたら、障がい学生支援室までお寄せください。

横浜国立大学 ダイバーシティ戦略推進本部 バリアフリー推進部門(障がい学生支援室)

shougai.shien@ynu.ac.jp

1.	障がい学生支援全般Q&A	5
<u>2.</u>	障がい種別ごとのQ&A	
	(I)聴覚障がいQ&A	17
	(2)運動障がいQ&A	19
	(3)発達障がいQ&A	22
	(4)精神障がいQ&A	25
<u>3.</u>		27

※クリックすれば該当ベージに移動します

I. 障がい学生支援全般Q&A

(1)障害学生支援について

- <u>障がい学生支援の重要性は理解していますが、具体的に教員のやるべきことや気をつけるべきことは何ですか?</u>
- 授業時に個別の対応をするのは難しいので、全ての学生に対して、できる対応はないのでしょうか?
- 障がい学生支援の意義や理念についてもっと詳しく知りたいです。

(2) 差別解消法と合理的配慮について

- 差別解消法に基づいて、「合法的に」「適切に」とは、どこまで対応することが求められているのでしょうか?
- 合理的配慮に対して、他の学生から不公平性を指摘する声があった場合には、どのように対応したら良いでしょうか?
- 合理的配慮について、過重な負担かどうかをどのように判断したら良いですか?

(3) 授業支援について

- 所属している学科の学生については支援を必要とする学生について把握していますが、他学部や他学科で開講されている科目については、支援を必要としている学生が受講しているかどうかがわかりません。
- 他の学生に知られないように合理的配慮を受けたいという学生がいます。どのように対応したら良いでしょうか?
- 研究室に入ってからのサポートが難しいと感じていますが、何か良い方法があるでしょうか?
- 「障がいのある学生への配慮について(お願い)」は手元にありますが、対応すべき学生がどの学生かがわかりません。障がいのある学生が支援を求めているのにも関わらず、どの学生に支援をすれば良いのかそれがわからないのは、不安です。
- <u>キャンパス・サポーターの学生に話を聞くと、支援の内容によっては、かなり苦労しているようです。キャンパ</u>ス・サポーターへの支援もお願いします。

2. 障がい種別ごとのQ&A

(I) 聴覚障がいQ&A

• オープンキャンパスで、聴覚障がいのある方向けに、UDトークを使用して文字情報を提供したいと思っていますが、機材の貸出はありますか?また、セッティング方法は教えてもらえますか?

(2)運動障がいQ&A

- 上肢に障がいのある学生が相当数の手技を伴う作業をこなすことが必要な場合、キャンパス・サポーターが全ての実験を代わりに行えるように申請できますか?
- <u>エレベーターなどの設備を車いすの学生が優先的に利用できるようにするために、障がいのない学生が簡単に利用できないようにする手立てが必要でしょうか?</u>

(3) 発達障がいQ&A

- 発達障がいの種類や対応についてどのようなものがありますか?
- <u>発達障がい特性のある学生のうち、本人にその自覚があるかどうかで対応の方法が異なるのではないかと</u>思います。特に、自覚のない学生に対する対応方法はどのように考えたら良いでしょうか?

(4)精神障がいQ&A

• うつの学生から、定期試験当日に体調が悪くなってしまったので追試を受けたいとの申し出がありました。 どのように対応したら良いでしょうか?

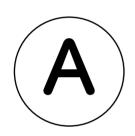
3. 資料集

- 学内の相談窓口一覧
- 障がい学生支援をさらに詳しく知る

I.障がい学生支援全般 Q&A



障がい学生支援の重要性は理解していますが、 具体的に教員のやるべきことや気をつけるべき ことは何ですか?



ご担当の授業において、「障がいのある学生への配慮について(お願い)」が送付された場合には、授業の中で、配慮要請文にしたがって、対応をお願いできればと思います。

また、合理的配慮のために、シラバスに授業の形態等についての記載があると大変助かります。

なお、発達障がいや精神障がいなど見た目にわかりにくい学生を含めた多様な学生が授業を受講していることを想定し、「学びのユニバーサルデザイン」を取り入れた授業設計も、有効であるとされています。

<合理的配慮のためのシラバス>

合理的配慮ハンドブック_障害のある学生を教えるときに必要なこと | JASSO

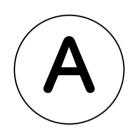
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/handb ook/03.html

<学びのユニバーサルデザイン>

合理的配慮ハンドブック_教育におけるユニバーサルデザイン | JASSO https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/handb ook/04.html



授業時に個別の対応をするのは難しいので、全 ての学生に対して、できる対応はないのでしょう か?



「学びのユニバーサルデザイン」という考え方があります。これは、授業にあたって、多様な学生が受講していることを想定し、汎用性の高い方法や、複数のオプションを用意して、障がいのある学生を含めたすべての学生に対応しようとする考え方です。

例えば、以下もユニバーサルデザインに該当します。

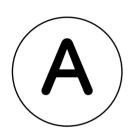
- オンデマンド動画に字幕を付与する
- 重要事項は口頭での説明だけでなく、レジュメにも記載するなど、同じ情報を複数の方法を使って伝える。
- ユニバーサルフォントの使用(このQ&A集のフォントです)
- 色覚多様性をふまえた配色を使用(例えば、緑のレーザーポインターは使わないなど。くわしい資料を提供できますので、障がい学生支援室までお知らせください。)

<学びのユニバーサルデザイン>

合理的配慮ハンドブック_教育におけるユニバーサルデザイン | JASSO https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/ /handbook/04.html



障がい学生支援の意義や理念についてもっと詳 しく知りたいです。



障害者差別解消法(2016)が制定され、障がい者に対して、障がいを 理由に差別的な対応をしないことや、合理的配慮を提供することが法律 の中で求められてます。また、2014年1月に批准した障害者の権利に 関する条約、並びに2005年に施行され2018年に改正された発達障 害者支援法では、合理的配慮は障がい者の権利とされ、大学には合理 的配慮の提供を義務としています。

大学で学修しているすべての障がいのある学生が、障がいを理由に修 学が妨げられることのないよう、障がいの理解と必要な合理的配慮が 求められています。障がい学生支援室には、障がい学生支援の意義や 理念に関する基本的な資料を用意しています。障がい学生支援の意義 や理念について、一緒に考えていけることを願っています。

<一緒に考えよう!合理的配慮とは>

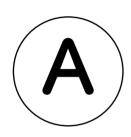
障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集ウェブコラム総集編 (jasso.go.jp)

https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_kaiketsu/column/_ _icsFiles/afieldfile/2021/08/05/column2020b.pdf

横浜国立大学障がい学生支援マニュアルに詳しく掲載しております。 ※支援マニュアルは、教職員専用ページから、ダイバーシティ戦略推進本部 バリアフリー推進部門(障がい学生支援室)からのお知らせに掲載



差別解消法に基づいて、「合法的に」「適切に」 とは、どこまで対応することが求められているの でしょうか?



法律の中では、「差別的取り扱いをしないこと」、「合理的配慮を提供すること」が挙げられています。

合理的配慮は、障がいのある学生からの申し出に対して、学生と大学等による建設的対話を行いながら、障がいの状況や変化や学年進行を踏まえて、過重な負担にならない範囲において調整していくため、一概にどこまでと判断することが難しいのが現状です。一方で、授業の目的や内容、評価といった本質的な部分を変更することはできません。

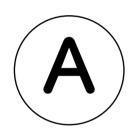
差別解消法で求められていることは、差別的取り扱いの禁止です。 例えば、以下は差別的取り扱いに該当することがあります。

- 障がいを理由に授業の受講や研究室配属を拒否すること
- 授業の参加を認めないこと(本人にあてない、実験を見学させる)
- 合理的配慮がなされないまま、授業等に参加させること なお、合理的配慮が必要な場合には、「障がいのある学生への配慮に ついて(お願い)」を発行しております。

横浜国立大学障がい学生支援マニュアルに詳しく掲載しております。 ※支援マニュアルは、教職員専用ページから、ダイバーシティ戦略推進本部 バリアフリー推進部門(障がい学生支援室)からのお知らせに掲載



合理的配慮に対して、他の学生から不公平性を 指摘する声があった場合には、どのように対応し たら良いでしょうか?



年度始めのオリエンテーション時や、授業開始時、研究室配属の際に、 障がいにより支援を必要とする学生に対しては、合理的配慮を提供 するので、申し出をしてくださいというようなお話しをしていただくこと で、なぜそのような対応をしているのかが他の学生にも広く周知でき るのではないかと思います。

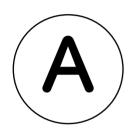
また、全員に対して、同様の対応をすることが可能であれば、不公平 性を指摘されることは少なくなるのではないかと思います。

(例;レポートを期日までに提出できないときは、申し出てください)

その他、年度始めのオリエンテーションの際に、障がい学生支援室から、障がい学生支援のお話をさせていただくことも可能です。



合理的配慮について、過重な負担かどうかをど のように判断したら良いですか?



合理的配慮の法制度的な枠組み上、これに明確な答えはないとされています。基本的には、ケースバイケースの判断を社会全体で蓄積して、将来的に日本型の合理的配慮の共通理解を作っていく必要があるとされています。

一つの考え方として、事業・財務状況等において同規模の大学が現にその支援を提供している場合、それは過重な負担とは考えにくいとされています。しかし、例えば、聴覚障がいのある学生が受講予定のすべての科目に情報保障を提供しようとすると、予算的にも人的にも実現可能性が難しい場合があります。この場合、本人と大学との建設的な対話と合意のもとで、重要性の高い講義から優先的に情報保障を提供するなど慎重な検討が必要とされています。

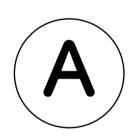
なお、過重な負担に該当するため、合理的配慮を提供できない場合には、そのことを具体的に学生に伝え、その上で、他の代替案を提案していく必要があります。

合理的配慮の提供について困ったことがあれば、まずは障がい学生 支援室にご相談ください。

(「よくわかる大学における障がい学生支援」ジアース教育新社から)



所属している学科については支援を必要とする 学生について把握していますが、他学部や他学 科で開講されている科目については、支援を必 要としている学生が受講しているかどうかがわ かりません。



担当授業において、合理的配慮を必要とする学生に対しては、授業担当教員に対して、「障がいのある学生への配慮について(お願い)」(配慮要請文)が配布されます。

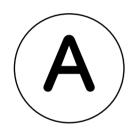
一方で、例えば発達障がいの有病率(自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、限局性学習症のみをあわせただけでも、おおよそ5%程度となる)から考えると、もっと多くの障がいのある学生が授業を受講していることが考えられます。授業にあたっては、「学びのユニバーサルデザイン」化された授業が推奨されています。

<学びのユニバーサルデザイン>

合理的配慮ハンドブック_教育におけるユニバーサルデザイン | JASSO https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/handbook/04.html



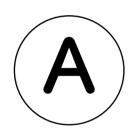
他の学生に知られないように合理的配慮を受け たいという学生がいます。どのように対応したら 良いでしょうか?



事前に、障がい学生の意向を十分に傾聴し、丁寧に相談していくことが大切になります。適切な対応を相談していく中で、必要があれば、他の学生に知られないように実施できる対応と実施できない対応があることを学生に伝える必要があります。例えば、座席の指定などは、どうしても、他の学生に知られてしまうことがあります。その場合には、「〇〇という対応は、他の学生に知られてしまうけれども、××という対応は、目立たずに対応できる」というものです。また、いくつかの選択肢から選ばせるといった対応も考えられます。障がいがあることを受け入れるのに時間のかかる学生もおり、その学生の障がい受容の状況に合わせて支援を行うことが大切とされています。



研究室に入ってからのサポートが難しいと感じていますが、何か良い方法があるでしょうか?



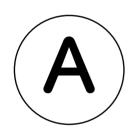
教員と障がい学生支援室とで協力しながら、どのような支援ができるか、障がい学生を交えて、まずは、ご相談ください。

ゼミ生にキャンパス・サポーター(有償)として登録いただければ、研究室内の支援内容によっては、謝金をお支払いすることができる場合があります。

友人や先輩としての関係性の中では、支援について言いにくいことも あるかもしれませんが、謝金をお支払いすることで、遠慮なく支援に 関する要望を伝えることができる部分もあるのではないかと思います。



「障がいのある学生への配慮について(お願い)」は手元にありますが、対応すべき学生がどの学生かがわかりません。障がいのある学生が支援を求めているのにも関わらず、どの学生に支援をすれば良いのかそれがわからないのは、不安です。



特に、内部障がい(心疾患、糖尿病など)や発達障がい(自閉スペクトラム症、注意欠如多動症など)、精神障がい(うつ病、統合失調症など)といった見た目にわかりにくい障がいのある学生についてはそのようなお声をいただくことがよくあります。

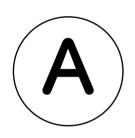
令和3年度秋学期から、正式な配慮要請文が送付されるまでの間、学生本人が授業担当教員に対して、配慮要請文に準じた文書を直接お渡しすることで、障がい学生の支援情報をより迅速にお伝えする試みを開始しました。

しかし、障がいの特性、ご本人の障がい受容や自己理解等によっては、ご自身からの発信が難しい場合もあります。

障がいのある学生に支援が行き届くように、引き続き、障がい学生 支援室でも検討したいと思います。



キャンパス・サポーターの学生に話を聞くと、支援の内容によっては、かなり苦労しているようです。キャンパス・サポーターへの支援もお願いします。



各学期途中および学期末に、キャンパス・サポーター向けに、支援の中で苦労したことやフォローが必要だったことについて、アンケート調査を行っています。先生からのご意見や、アンケート内容をふまえて、キャンパス・サポーターへの支援について引き続き改善を進めていきます。

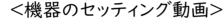
あわせて、例えば、聴覚障がい学生への支援にあたっては、障がい学生だけでなく、キャンパス・サポーターにも授業資料を授業支援システムなどで事前に提供いただけると、専門用語の語句登録といった情報保障に関わる技術的な準備や、最適な支援内容について事前に検討することが可能です(例えば、数式や図形の説明といった文字にしにくい情報がある授業回のみ、手書きノートテイク支援を行い、そのほかは、PCノートテイクを行うなど)。

また、読み原稿などがあるようでしたら、そちらもご提供いただけますと、 情報保障の精度が上がり、障がい学生の授業内容理解につながります。 キャンパスサポーターの負担を少しでも軽減するために、授業担当の先 生方も可能な範囲でご協力を頂きますよう、お願いします。

- 2. 障がい種別ごとのQ&A
 - (I)聴覚障がい Q&A



オープンキャンパスで、聴覚障がいのある方向けに、UDトークを使用して文字情報を提供したいと思っていますが、機材の貸出はありますか?また、セッティング方法は教えてもらえますか?



A

(ynu.ac.jpのアドレスを付与された教職員のみ学内にて閲覧可)

- https://web.microsoftstream.com/video/b289a302-Ic9e-4cb8-8c6a-276114354428
- https://web.microsoftstream.com/video/390cf8d6-f12a-4dd3-9986-062b60d92175
- https://web.microsoftstream.com/video/709f652b-3ce7-481b-ba10-9e4112fe03dd

機材の貸し出しは可能です。セッティング方法については、動画を Stream上でご用意しております。また、必要に応じて直接ご説明することもできます。

この他、UDトークの文字情報修正、UDトークの公開方法についての動画も閲覧できます。

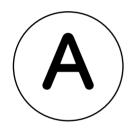
なお、UDトークのような自動で文字情報を生成する際に、話者によっては誤認識が多くなってしまう、グループの話し合いで複数の人が一度に話すとうまく認識できないといったことが生じる場合があります。話し方等、遠隔支援における留意事項についてもマニュアルとしてまとめていますのでご参考ください。

2. 障がい種別ごとのQ&A

(2)運動障がい Q&A



上肢に障がいのある学生が相当数の手技を伴う作業をこなすことが必要な場合、キャンパス・サポーターが全ての実験を代わりに行えるように申請できますか?また、それが難しい場合にはどのようにしたら良いですか?

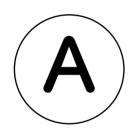


全ての実験をキャンパスサポーターが代替することを合理的配慮 の範囲とすることは難しいと考えています。例えば、手技を伴う実験 以外の方法を組み合わせる、グループで実験に取り組んで、手技 は他の学生、記録は障がい学生というように役割分担をして取り組 むなど代替方法を工夫することが必要になります。事前に、障がい のある学生に作業内容について説明したり、どのような工夫があれ ば参加できるか、あるいは代替方法としてどのようなことが考えら れるか相談することも大切です。

なお、障がいを理由に授業の履修や研究室への配属を断ることは 『差別的取り扱い』に該当します。



エレベーターなどの設備を車いすの学生が優先 的に利用できるようにするために、障がいのない 学生が簡単に利用できないようにする手立てが 必要でしょうか?



障がいのない学生も、体調の悪いときには、障がいのある学生用に設置された設備を使用しても構わないと考えています。特に、内部障がいのある学生(例えば、心臓疾患のある学生など)は、車いすを利用している学生と同様に、エレベーターを必要としていても、見た目ではわかりにくいこともあり、そのような学生が周囲の目を気にして使用しにくくなるようなことは避けたいと思っています。そのため、現状では、周囲の学生に理解を促すことが可能な対応であると考えております。

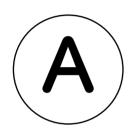
一方で、学内で障がい学生がエレベーターを利用しづらい等、必要な学生が必要な設備を使用できない状況にある場合には、障がい学生支援室の中でも、対応を改めて検討したいと思います。

2. 障がい種別ごとのQ&A

(3)発達障がい Q&A



発達障がいの種類や対応についてどのようなも のがありますか?



発達障がいは以下の特性を含む総称です。

- 自閉スペクトラム症(ASD)
- 注意欠如多動症(ADHD)
- 限局性学習症(SLD)
- 発達性協調運動障がい(DCD)など

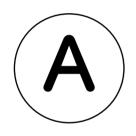
具体的な特徴や支援対応については、URLをご参照ください。 合理的配慮ハンドブック_修学支援に当たって | JASSO https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation /handbook/08/index.html

特に、大学では自閉スペクトラム症の学生がSTEM領域(Science, Technology, Engineering, Mathematics;科学、技術、工学、数学など理数系の分野)に多いことが知られており、本学の学生構成比から考えても、ASDを中心した学生が多く存在すると考えられます。

障がい学生支援室にて、障がいの内容や基本的な対応方法についての教職員向け研修会を実施しています。ご希望があれば、部局単位でも実施いたしますので、お気軽にご相談ください。過去に教授会にて15分程度で支援についてお話ししたり、事務職員向けに2時間程度の研修会を実施した実績があります。



発達障がい特性のある学生のうち、本人にその 自覚があるかどうかで対応の方法が異なるの ではないかと思います。特に、自覚のない学生に 対する対応方法はどのように考えたら良いで しょうか?



ご質問のように、本人の自己理解や障がいの受容の状況にとっても対 応は異なります。学修の困難さがあることや、自己の障がいについてわ かっていても、周囲に知られたくない、言いたくないということもあります。 本人の状況に応じて、丁寧に支援を進めていく必要があります。

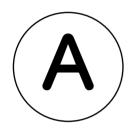
例えば、周囲が困っていても、本人はその状況を理解できていないこともあります。そのような場合に、「OOはうまくいっていると思うけど、××はうまくいっていないようにも思うんだけど、あなたはどう考えている?」というように事実に基づき、うまくできているところとそうでないところの両方を、本人との関係が取れている指導教員が伝えることで、本人に気づきを促すことも考えられます。しかし、一方的になってしまうと、ハラスメントとして学生に受け取られてしまうこともあります。

対応や支援に困ることがあれば、障がい学生支援室にご相談ください。 部局の障がい学生相談担当教職員や保健管理センター等の関係部署 と連携しながら、必要な支援を一緒に考えていきたいと思います。 2. 障がい種別ごとのQ&A

(4)精神障がい Q&A



うつの学生から、定期試験当日に体調が悪く なってしまったので追試を受けたいとの申し出が ありました。どのように対応したら良いでしょう か?



精神障がいの学生も、合理的配慮の対象となります。これまでにも、うつ 等の精神障がいのある学生に対する合理的配慮として、追試の対応を したことがあります。

「障がいのある学生への配慮について(お願い)」に基づいてご対応を お願いします。

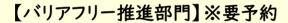
一方で、障がい学生支援室から正式に障がい認定されていない、あるいは上記の文書が提出されていない等、対応の仕方がご不明の際は、 障がい学生支援室までご相談ください。 3. 資料集

【学内の相談窓ロ一覧】

【なんでも相談窓口】学生センター2階ホール

- 学生や教職員を対象とした相談窓口。困ったとこがあったときや、どこに相談したら良いかわからない時には、こちらへご連絡ください。ご相談の内容に応じてしかるべき相談窓口をご紹介します。
- 予約がなくても対応可能です。
- 学生が相談窓口を探しているときは、まずはこちらをすすめてください。

TEL:045-339-3184 E-mail:navi@ynu.ac.jp



学生センター3階

- 障がい学生の対応方法や、修学上の調整に 関する相談があるとき
- 授業時に実施されている支援について相談 があるとき
- キャンパス・サポーターについて相談があるとき

【連絡先】

TEL: 045-339-3118

E-mail: shougai.shien@ynu.ac.jp

ウェブサイト:

https://www.shougai-support.ynu.ac.jp/

【保健管理センター】※要予約

学生センターI階

- 精神面で不安定な学生への対応方法について知りたいとき
- 初回は電話予約が必要

【連絡先】

TEL: 045-339-3153

ウェブサイト:

https://www.hoken.ynu.ac.jp/

【障がい学生支援をさらに詳しく知る】

- 「合理的配慮ハンドブック 障がいのある学生を支援する教職員のために」(日本学生支援機構) ※下の方にスクロールすると、目次があります
 https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/handbook/index.html#pdf
- 「障がい学生に関する紛争防止・解決事例集ウェブコラム総集編」(日本学生支援機構)

https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_kaiketsu/column/__icsFiles/afieldfile/2021/08/05/column2020b.pdf

● 「学びのユニバーサルデザインのためのガイドライン」(Katie Novak & Kristan Rodriguez, 2018)

https://f.hubspotusercontent00.net/hubfs/7288705/Resources/Japane se_UDL_Progression_Rubric.pdf

● 原田・枝廣(2017)「大学のアクティブラーニング型授業に対応したユニバーサル デザイン環境に関する一考察」

https://ousar.lib.okayamau.ac.jp/files/public/5/54939/20170407145029362431/cted_007_137 _146.pdf

● 「よくわかる!大学における障がい学生支援」(ジアース教育新社)

障がい学生支援に関するQ&A

作成者

横浜国立大学 ダイバーシティ戦略推進本部 バリアフリー推進部門(障がい学生支援室)

2021年10月18日公開(随時更新)